

II. 重要事項説明書

〔令和 7 年 4 月 1 日改定〕

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鹿児島県指定 4670101437 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護(予防型・生活支援型)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名 恩賜
社会福祉法人 財団 済生会支部 鹿児島県済生会
(2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 4 6 号
(3) 電話番号 0996-23-5221
(4) 代表者氏名 支部長 揚松 龍治
(5) 設立年月 昭和 27 年 8 月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定訪問介護(予防型・生活支援型)事業所
平成 12 年 2 月 29 日指定 鹿児島県 4670101437 号
(2) 事業所の目的 指定訪問介護(予防型・生活支援型)サービスを提供する事により、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 ホームヘルプステーション高喜苑
(4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市小野町 2427 番地 2
(5) 電話番号 099-283-6875
(6) 事業所長(管理者)氏名 野口 佳祐
(7) 当事業所の運営方針 訪問介護(予防型・生活支援型)サービスの提供を通じて、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう努める。
(8) 開設年月 平成 10 年 1 月 5 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市（旧吉田町・喜入町・桜島地域を除く）
日置市（旧伊集院町）

* 但し、予防型訪問介護サービス及び生活支援型訪問介護サービスについては、
鹿児島市（旧吉田・桜島地域・旧喜入町を除く）のみとする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日 サービス提供日	年中無休（ただし、12月29日から1月3日までは、利用者の状況に応じて相談の上対応いたします）
営業時間 サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分 サービスの提供にあたっては、利用者等からの相談に応じ対応いたします。

* 24時間常時連絡が可能な体制をとる。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護（介護予防訪問介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名		1名
2. サービス提供責任者	5名		3名
3. 訪問介護員	6名	11名	2.5名以上

職務の内容

- ①管理者は、事業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ②サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護（予防型・生活支援型）計画（以下「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- ③訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供とそれに係る報告を行う。
- ④新規採用時および初回訪問時等同行及び研修等を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

I. <サービスの概要>

A, 身体介護

*利用者の身体に直接接觸して行う介助、並びにこれを行うために必要な準備及び後始末。利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。

- 入浴介助又は清拭
- 排泄介助、オムツ交換
- 食事の介助
- 体位の変換
- 通院の介助
- 他

*自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- 一緒に手助けしながら行う調理
- 入浴、更衣の見守り
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ
- 移動時、転倒しないように側について歩く
- 車いすでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物と一緒に干したりたたんだりすることによる自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り、声かけ
- 認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行うことにより、生活歴の喚起を促す
- 他

B, 生活援助

*単身世帯の利用者、若しくは家族や親族と同居している利用者であって、家族等の障害、疾病等の理由により家族等が家事を行うことが困難である利用者に対し、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる場合、生活の援助を行います。

- 調理など利用者の食事の用意
- 衣類等の洗濯
- 居室等の掃除
- 日常生活に必要となる物品の買い物
- 他

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

II. <サービス利用料金> 【要介護者】

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
身体介護	1. 利用料金（1割負担）	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	163円	244円	387円	567円

*1時間以上の場合、所要時間1時間から計算し30分増すごとに820円を加算

	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	4. 利用料金（1割負担）		1,790円	2,200円	
	5. うち、介護保険から 給付される金額		1,611円	1,980円	
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4-5）		179円	220円	

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

III. <各加算・減算について> 【要介護者】

- ① 特定事業所加算（I）…… サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から人材の質や人材の確保、介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。上記利用料金に所定の割合（20%）が加算されます。
- ② 時間割増料金加算…… 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
 - ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

③ 2人訪問加算 …… 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

④ 緊急時訪問介護加算 …… 利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者または訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算（100単位／回）されます。

⑤ 初回加算 …… 新規に訪問介護計画（介護予防訪問計画）を作成し、サービス提供責任者が自ら初回の訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員に同行訪問した場合に加算（200単位／回）されます。

⑥ 生活機能向上連携加算Ⅰ …… 自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上をはかるため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療機関の医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を実施する場合に加算（100単位／月：初回のみ）されます。

生活機能向上連携加算Ⅱ …… 自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上をはかるため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療機関の医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士等がリハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等の必要な要件を満たし、訪問介護計画を作成し訪問介護を実施する場合に加算（200単位／月：3月の間）されます。

⑦ 口腔連携強化加算 …… 歯科専門職による適切な口腔管理の実施につながるよう事業所と歯科専門職が連携した場合に加算（50単位／月）されます。

⑧ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） …… 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に加算（3単位／日）されます。

⑨ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） …… 介護現場で働く職員の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるような取組みを行っている事業所に認められる加算です。当該基準に掲げる区分に従い加算（24.5%）されます。

※生活支援型訪問介護につきましては介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）が加算（22.4%）されます。

⑩ 同一建物、同一敷地・隣接する敷地内の建物居住減算 …… 事業所の所属する建物、又は同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス）に居住する利用者に対し、訪問介護を行った場合に減算（10%）されます。

IV. <サービス利用料金> 【要支援者・事業対象者】

☆予防型訪問介護費・・・月単位の定額報酬です。

<週1回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2・事業対象者 11,760円 「自己負担額（1割）1,176円」

<週2回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2・事業対象者 23,490円 「自己負担額（1割）2,349円」

<週2回を超える利用が必要な場合>

要支援2・事業対象者 37,270円 「自己負担額（1割）3,727円」

☆生活支援型訪問介護費・・・月単位の定額報酬です。

<週1回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2・事業対象者 9,290円 「自己負担額（1割）929円」

<週2回程度の利用が必要な場合>

要支援1・要支援2・事業対象者 18,580円 「自己負担額（1割）1,858円」

<週2回を超える利用が必要な場合>

要支援2・事業対象者 27,870円 「自己負担額（1割）2,787円」

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

V. <各加算・減算について> 【予防型訪問介護・生活支援型訪問介護】

☆予防型訪問介護 加算・減算⑤・⑥・⑦・⑨・⑩に準じて算定する。

☆生活支援型訪問介護 加算・減算⑨に準じて算定する。

VI. <利用者自己負担額について>

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆サービスご利用時は「介護保険負担割合証」に記載された負担割合で自己負担額を算定いたします。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（別途保険外サービス契約書・重要事項説明書参照）

I. <サービスの概要>

○介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

○介護保険ではできない支援（内容についてはご相談ください）。

II. <サービス基本利用料金>

- | | |
|------------|---------------|
| ○身体介護を伴う場合 | 30分あたり、1,200円 |
| ○生活援助 | 1時間あたり、1,500円 |
| ○交通費として | 1回あたり、300円 |

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで)：25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで)：25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで)：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域境界地点を起点とし要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

下記のうちいずれかの方法でお支払い下さい。

1. 毎月末締めの翌月10日以降請求20日までに契約者指定口座からの自動引き落とし(指定口座からの自動引き落としの取り扱い金融機関は、下記のとおりとなります。)

- ・ゆうちょ銀行(1件につき10円の取扱い手数料が必要となります。)

- ・鹿児島銀行(1件につき、110円の取扱い手数料が必要となります。)

※誠に恐れ入りますが、取扱い手数料は、御利用者様のご負担とさせていただきます。

2. 毎月末締めの翌月10日以降請求、20日までに指定口座への振り込み
(下記の指定口座への振り込み)

- ・鹿児島銀行 高見馬場支店 普通預金 1500138

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 鹿児島県済生会

ホームヘルプステーション高喜苑

施設長 吉田 紀子

3. 上記口座振引き落としや振込み等が難しい時のみ、現金での徵収とさせていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護（介護予防訪問介護）サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日に申し出があった場合	600 円
利用中止の連絡が無かった場合	600 円
訪問後にサービス提供ができなかった場合	600 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合、又は概ね1回/年、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護（介護予防訪問介護）サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護（介護予防訪問介護）サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護（介護予防訪問介護）サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護（介護予防訪問介護）サービス実施のために必要な備品（手袋、おしり拭き等）をご準備いただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護（介護予防訪問介護）サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
 - ③ご契約者の家族等に対する訪問介護(介護予防訪問介護)サービスの提供
 - ④飲酒及び喫煙
 - ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（6）夜間、深夜、早朝におけるサービス提供、及び開錠・施錠を必要とする場合は鍵をお預り致します。お預かりした鍵は契約終了時にお返し致します。

預かり証			
鍵	本お預かり致しました。		
令和	年	月	日
氏名		印	
〔事業所名:ホームヘルプステーション高喜苑・TEL283-6875〕			

7. 事故発生時の対応

- 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録することとします。
- 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

- | | | |
|----------|-------|----------------------|
| ・苦情受付担当者 | 管理者 | 野口 佳祐 (099-283-6875) |
| ・苦情解決責任者 | 管理責任者 | 早田 利博 (099-202-0710) |

○受付時間 月曜日～土曜日

8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9：00～17：00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9：00～16：00

9. 虐待防止措置

訪問介護等の提供にあたって、従業者による利用者に対する虐待を防止するため従業者への研修、苦情処理体制の整備等により虐待防止の措置を講ずる。

10. 身体的拘束等の適正化の取組み

サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘

束その他のご利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、①切迫性（直ちに身体拘束等を行わなければ、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合）②非代替性（身体拘束等以外に、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合）③一時性（身体拘束等は一時的なものであることが必要です。ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します）の要件を満たしていることを確認の後、ご利用者及びご家族等に説明し、同意を得たうえで対処し、身体拘束等を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、当事業所では身体拘束等をなくしていくための取組みを積極的に行います。

11. 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急状態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、市町村当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ並びに管理者に報告します。

○緊急連絡先

ホームヘルプステーション高喜苑 電話番号 099-283-6875
【受付24時間対応】

12. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
第三者評価機関	—
評価結果の開示状況	—

13. <付属文章>

事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定介護老人福祉施設]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定通所介護・指定介護予防通所介護]

武岡台デイサービスセンター (定員 45 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島市 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定

[指定居宅介護支縁事業所]

指定居宅介護支援センター高喜苑 平成 11 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

[指定訪問看護・指定介護予防訪問看護]

なでしこ訪問看護ステーション 平成 6 年 12 月 28 日開設
鹿児島市 4660190051 号 平成 12 年 4 月 1 日指定

[指定認知症対応型共同生活介護]

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設
鹿児島市 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定
鹿児島市 4670103268 号 平成 15 年 7 月 1 日指定

[指定定期巡回随時対応型訪問介護看護]

済生会サポートセンターなでしこ 平成 25 年 4 月 1 日開設
鹿児島市 4690100971 号 平成 25 年 3 月 28 日指定

[ケアハウス]

シルバーフラット武岡台 平成 14 年 10 月 1 日開設

[サービス付き高齢者向け住宅]

済生会なでしこの杜 平成 26 年 11 月 1 日開設

[ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス]

済生会ヘルスサポートセンター武岡 平成 29 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 46A0100192 号 平成 29 年 9 月 20 日指定

III. 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター(以下、「法人」という)は、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務を考えます。

法人が保有する利用者及びその家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1、個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人及びその家族の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2、個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人及びその家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口(電話 099-284-8250)までお問い合わせください。

4、苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

URL <http://www.saiseikai-kg.jp/>

個人情報の利用目的

社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者及びその家族の個人情報「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1、施設(又は事業所内)内部での利用目的

- ①施設(又は事業所)が利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設(又は事業所)が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託(一部委託含む)
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1、施設(又は事業所)内部での利用に係る利用目的

- ①施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設(又は事業所)等において行われる学生等への実習への協力
 - ・施設(又は事業所)において行われる事例研究等

2、他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ①施設(又は各事業所)の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

3、広報活動に係る利用目的

事業所活動状況や様子等、写真を含む

①ホームページへの掲載

②広報誌への掲載

③写真の掲示や配布

*サービス提供時(施設内外行事等を含む)に撮影した写真の利用についてご意向をお聞かせ下さい。□に☑をお願い致します。

施設内での掲示に同意します。

利用者への配布に同意します。

広報誌、パンフレット等への掲載に同意します。

ホームページへの掲載に同意します。

上記項目に同意しません。

なお、あらかじめ利用者本人及びその家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）サービスの提供開始にあたり、利用者、契約者及び家族代表に対して本署名に基づき契約書ならびに重要事項、個人情報の取り扱いについて説明をいたしました。

事業者 住 所 鹿児島県鹿児島市武岡五丁目 51 番 10 号

事業者名 社会福祉法人 恩賜財團済生会支部鹿児島県済生会
済生会鹿児島地域福祉センター

代表者氏名 所 長 吉田 紀子 印

説明者 事業所名 ホームヘルプステーション高喜苑

事業所番号 4670101437

説明者職名

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書ならびに重要事項、個人情報の取扱いの説明を受け、指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意し、契約を締結いたします。

利用者 住 所

氏 名

印

契約者 住 所

氏 名

印

(利用者との続柄)

家族代表 住 所

氏 名

印

(利用者との続柄)